

○えびの市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(平成29年3月13日 えびの市告示第19号)

改正 平成30年10月12日告示第131号 令和5年3月23日告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法及び法施行規則において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書（別記様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは、事業所指定（指定更新）通知書（別記様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する指定をしないこととしたときは、事業所指定（指定更新）申請却下通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 法施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の期間は、6年とする。

一部改正〔令和5年告示39号〕

(変更の届出等)

第4条 前条第1項の規定により指定を受けた事業者は、申請事項に変更があったときは、変更届出書（別記様式第4号）により、事業を廃止し、又は休止するときは、廃止・休止届出書（別記様式第5号）により、事業を再開するときは、再開届出書（別記様式第6号）により、それぞれ行うものとする。

一部改正〔令和5年告示39号〕告示

(指定の更新の申請等)

第5条 法第115条の45の6の規定による更新の申請は、えびの市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指定更新申請書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 市長は、前項による指定の更新をしたときは、第1号事業者指定（指定更新）通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する指定の更新をしないこととしたときは、事業所指定（指定更新）申請却下通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔令和5年告示39号〕告示

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 市長は、前3条の規定による指定又は届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事

項を公表するとともに、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める事項
(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この告示の施行の日前において、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定を行うために必要な準備行為は、この告示の例により行うことができる。

附 則(平成30年10月12日告示第131号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月23日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のえびの市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第3条第2項の規定に基づき指定された事業者については、当該指定の有効期間満了日までの間は、なお従前の例による。

別記様式第1号(第3条関係)

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書

[別紙参照]

全部改正〔令和5年告示39号〕告示

様式第2号(第3条、第5条関係)

事業所指定(指定更新)通知書

[別紙参照]

全部改正〔令和5年告示39号〕告示

様式第3号(第3条、第5条関係)

事業所指定(指定更新)申請却下通知書

[別紙参照]

全部改正〔令和5年告示39号〕告示

様式第4号(第4条関係)

変更届出書

[別紙参照]

一部改正〔平成30年告示131号〕、全部改正〔令和5年告示39号〕告示

様式第5号(第4条関係)

廃止・休止届出書

[別紙参照]

全部改正〔令和5年告示39号〕告示

様式第6号(第4条関係)

再開届出書

[別紙参照]

全部改正〔令和5年告示39号〕告示

様式第7号(第5条関係)

指定更新申請書

[別紙参照]

追加〔令和5年告示39号〕告示